

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年6月23日・24日開催分)

○付託議案審査 7件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
経営企画部	1	第90号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第2次)	1	高野 財政課長
総務部	2	第98号議案 京和橋落橋防止対策工事(その3)請負契約について	1	武藤 経理管財課長
		第99号議案 大田区池上会館特定天井及び内部改修 その他工事請負契約について	2	
		第100号議案 大田区宮大森東一丁目住宅及び大田 区立大森東福祉園外壁改修その他工事請負契約につ いて	3	
		第101号議案 大田区池上会館特定天井及び内部改 修その他電気設備工事請負契約について	4	
区民部	3	第91号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する 条例	1	東穂 課税課長
	4	第97号議案 町区域の変更について	2	吉澤 戸籍住民課長

○外郭団体の経営状況報告 1件

部局	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	大田区土地開発公社の経営状況報告について	1	武藤 経理管財課長

○所管事務報告 5 件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者（所管課長名等）
総務部	2	大田区を離職した管理職員の再就職状況について	1	堀江 人事課長
	3	工事請負契約の報告について ①大田区蒲田五丁目付近管渠改良工事（下水道） ②大田区池上四、六丁目付近管渠改良工事（下水道） ③補 43（Ⅰ期）整備工事その 2（電線共同溝） ④池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅰ期） ⑤大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期） ⑥大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期） ⑦本庁舎新設便所改修その他工事（Ⅲ期） ⑧馬込小学校空調設備改修工事 ⑨森ヶ崎公園サッカー場改修工事	2	武藤 経理管財課長
区民部	1	令和 7 年度 大田区定額減税補足給付金（不足額給付）	1	東穂 課税課長
	4	軽自動車税（種別割）のキャッシュレス納付者に対する継続検査用納税証明書一斉発送の終了について	2	土屋 納税課長
会計管理室	5	令和 6 年度 大田区各会計歳入歳出決算	1	小泉 会計管理者

総務財政委員会
令和7年6月23・24日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和7年度補正予算案の概要

一 般 会 計 （第2次）

令和7年6月

大田区企画経営部財政課

目 次

1	基本的な考え方	1
2	補正予算の規模	1
3	補正予算の財源	1
4	補正予算歳出事業概要	2
5	歳入・歳出（款別）一覧	4
6	歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	6
7	繰越明許費	7
8	債務負担行為補正	8
9	積立基金の状況	9

1 基本的な考え方

令和7年度一般会計第2次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 子育て教育施策の充実に資する予算
- 第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、20億8,845万9千円 となり、補正後の予算額は、3,553億5,872万2千円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	352,709,587	353,270,263	2,088,459	355,358,722

3 補正予算の財源

補正予算額 20億8,845万9千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **分担金及び負担金**について、保育園負担金 △6億603万5千円 を計上しました。
- ② **使用料及び手数料**について、保育園使用料 △2億1,545万3千円 を計上しました。
- ③ **都支出金**について、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金等 34億7,576万6千円 を計上しました。
- ④ **繰入金**について、財政基金繰入金 △7億1,394万5千円 を計上しました。
- ⑤ **諸収入**について、下水道工事収入等 1億4,812万6千円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	2,088,459	△713,945	3,475,766	△673,362	2,802,404

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

3 福祉費 1,813,604

1	定額減税補足給付金 (調整給付) 給付事業	定額減税補足給付金(不足額給付)に係る対象者数の増	1,569,759
2	認可外保育施設等保護 者負担軽減補助	第一子保育料無償化等に伴う認可外保育施設等保護者負担軽減補助の増	188,615
3	地域型保育事業運営費	第一子保育料無償化に伴う地域型保育事業運営費の増	50,408
4	家庭福祉員制度経費	第一子保育料無償化に伴う家庭福祉員保護者補助の増	3,190
5	多様な他者との関わり の機会の創出事業運営 費	第一子保育料無償化に伴う多様な他者との関わりの方会の創出事業運営費の増	616
6	こどもシステムに係る 経費	第一子保育料無償化に伴う保育システムの改修経費	1,016

6 土木費 172,487

1	橋梁の長寿命化	東橋長寿命化修繕工事に係る経費の増	40,955
2	合流改善貯留施設整備	貯留管設置工事に係る経費の増	131,532

9 教育費 102,368

1	見守り活動の推進	始業時間前の居場所づくり事業に係る経費	1,545
2	おおた20歳の絆応援チ ケットー区立中学校卒 業生のための新たな絆 づくりー	おおた20歳の絆応援チケットー区立中学校卒業生のための新たな絆づくりー事業に係る経費	65,766
3	教科領域研究奨励	笑顔と学びの体験活動プロジェクト事業に係る経費	3,523
4	保護者負担軽減補助	第一子保育料無償化に伴う預かり保育料補助の増	1,486

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

教育費のつづき

5	私立幼稚園子育て支援事業	第一子保育料無償化に伴う多様な他者との関わりの機会の創出事業運営費の増	22,934
6	私立幼稚園入所者支援給付費	第一子保育料無償化に伴う一時預かり事業運営費の増	7,114

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 特別区税	84,965,041	84,965,041		84,965,041
2 地方譲与税	1,950,001	1,950,001		1,950,001
3 利子割交付金	1,137,000	1,137,000		1,137,000
4 配当割交付金	2,667,000	2,667,000		2,667,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,899,000	2,899,000		2,899,000
6 地方消費税交付金	19,855,000	19,855,000		19,855,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	341,000	341,000		341,000
9 地方特例交付金	466,000	466,000		466,000
10 特別区交付金	85,823,000	85,823,000		85,823,000
11 交通安全対策特別交付金	67,000	67,000		67,000
12 分担金及び負担金	1,924,580	1,924,580	△ 606,035	1,318,545
13 使用料及び手数料	8,665,943	8,665,943	△ 215,453	8,450,490
14 国庫支出金	63,371,747	63,371,747		63,371,747
15 都支出金	32,317,671	32,549,083	3,475,766	36,024,849
16 財産収入	1,956,761	1,956,761		1,956,761
17 寄附金	346,927	346,927		346,927
18 繰入金	22,870,395	23,195,395	△ 713,945	22,481,450
19 繰越金	2,000,000	2,000,000		2,000,000
20 諸収入	8,585,520	8,589,784	148,126	8,737,910
21 特別区債	10,500,000	10,500,000		10,500,000
合 計	352,709,587	353,270,263	2,088,459	355,358,722

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 議会費	1,149,299	1,149,299		1,149,299
2 総務費	46,492,935	46,934,498		46,934,498
3 福祉費	182,412,929	182,420,244	1,813,604	184,233,848
4 衛生費	11,819,248	11,931,046		11,931,046
5 産業経済費	12,841,074	12,841,074		12,841,074
6 土木費	22,322,525	22,322,525	172,487	22,495,012
7 都市整備費	11,696,215	11,696,215		11,696,215
8 環境清掃費	13,869,090	13,869,090		13,869,090
9 教育費	46,981,107	46,981,107	102,368	47,083,475
10 公債費	1,818,343	1,818,343		1,818,343
11 諸支出金	806,822	806,822		806,822
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合 計	352,709,587	353,270,263	2,088,459	355,358,722

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1 次補正後 予算額	2 次補正額	2 次補正後 予算額
一般財源	215,029,991	215,354,991	△ 713,945	214,641,046
特別区税	84,965,041	84,965,041		84,965,041
地方譲与税	1,950,001	1,950,001		1,950,001
特別区交付金	85,823,000	85,823,000		85,823,000
その他	42,291,949	42,616,949	△ 713,945	41,903,004
特定財源	137,679,596	137,915,272	2,802,404	140,717,676
使用料及び手数料	8,665,943	8,665,943	△ 215,453	8,450,490
国庫支出金	63,371,747	63,371,747		63,371,747
都支出金	32,317,671	32,549,083	3,475,766	36,024,849
特別区債	10,500,000	10,500,000		10,500,000
その他	22,824,235	22,828,499	△ 457,909	22,370,590
合 計	352,709,587	353,270,263	2,088,459	355,358,722

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1 次補正後 予算額	2 次補正額	2 次補正後 予算額
義務的経費	157,311,433	157,315,711	1,590,793	158,906,504
人件費	46,216,394	46,216,394		46,216,394
扶助費	109,288,857	109,293,135	1,590,793	110,883,928
公債費	1,806,182	1,806,182		1,806,182
投資的経費	50,218,387	50,218,387	172,487	50,390,874
建設費等 （建設費補助等含む）	48,391,910	48,391,910	172,487	48,564,397
公有財産購入費	1,826,477	1,826,477		1,826,477
その他	145,179,767	145,736,165	325,179	146,061,344
合 計	352,709,587	353,270,263	2,088,459	355,358,722

7 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
6 土木費	2 道路橋梁費	合流改善貯留施設整備	14 工事請負費	514,129	289,929	224,200
			計	514,129	289,929	224,200

8 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限 度 額	事項説明
東調布中学校取壊し工事 (第1期) (契約変更)	令和8年度	3,696	1. 事業目的 東調布中学校取壊し工事 (第1期) 2. 事業内容 経費 3,696 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 3,696
大田区産業プラザ大規模 改修工事 (契約変更)	令和8年度 } 令和9年度	34,377	1. 事業目的 大田区産業プラザ大規模改修工事 2. 事業内容 経費 34,377 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 34,377
呑川合流改善貯留施設整備 (貯留管設置) (契約 変更)	令和8年度 } 令和9年度	46,530	1. 事業目的 呑川合流改善貯留施設整備に伴う貯留管設置 2. 事業内容 経費 46,530 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 46,530
矢口西小学校改築工事 (第1期) (契約変更)	令和8年度 } 令和11年度	17,402	1. 事業目的 矢口西小学校改築工事 (第1期) 2. 事業内容 経費 17,402 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 17,402
大森第一中学校校舎棟外 壁改修その他工事 (第2 期) (契約変更)	令和8年度	2,559	1. 事業目的 大森第一中学校校舎棟外壁改修その他工事 (第2期) 2. 事業内容 経費 2,559 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 2,559

9 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度末 現在高見込 (7年3月31日現在)	令和7年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	44,778,948	120,021	9,399,419	35,174,550		△ 713,945	35,888,495
減債基金	-	686,800		686,800			686,800
特定目的基金	72,392,049	7,170,884	7,606,755	71,956,178			71,956,178
公共施設整備資金 積立基金	45,097,094	135,413	7,000,000	38,232,507			38,232,507
羽田空港対策積立基金	2,613,783	446,295	363,000	2,697,078			2,697,078
文化振興基金	468	2		470			470
自転車等駐車場整備資金 積立基金	146,635	10,843		157,478			157,478
地域力応援基金	90,774	303	23,790	67,287			67,287
福祉事業積立基金	132,382	441		132,823			132,823
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	10,739,748	1,035,745		11,775,493			11,775,493
勝海舟基金	16,344	59	6,201	10,202			10,202
防災対策基金	13,231,615	40,713	110,057	13,162,271			13,162,271
子ども生活応援基金	134,882	449	5,852	129,479			129,479
大学等進学応援基金	188,324	621	7,500	181,445			181,445
産業のまち未来基金	-	5,500,000	90,355	5,409,645			5,409,645
みどり基金	-			-			-
計	117,170,998	7,977,705	17,006,174	107,817,529		△ 713,945	108,531,474
介護給付費準備基金	5,190,363	15,995	959,335	4,247,023			4,247,023
合 計	122,361,361	7,993,700	17,965,509	112,064,552		△ 713,945	112,778,497

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

第90号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第2次）の編成替えを求める動議

第90号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第2次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和7年6月24日

総務財政委員長 高瀬三徳様

提出者
清水菊美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を222,000千円増額する。

歳出

9款 教育費

中学3年生の修学旅行にかかる経費を補助するため、3項中学校費を222,000千円増額する。

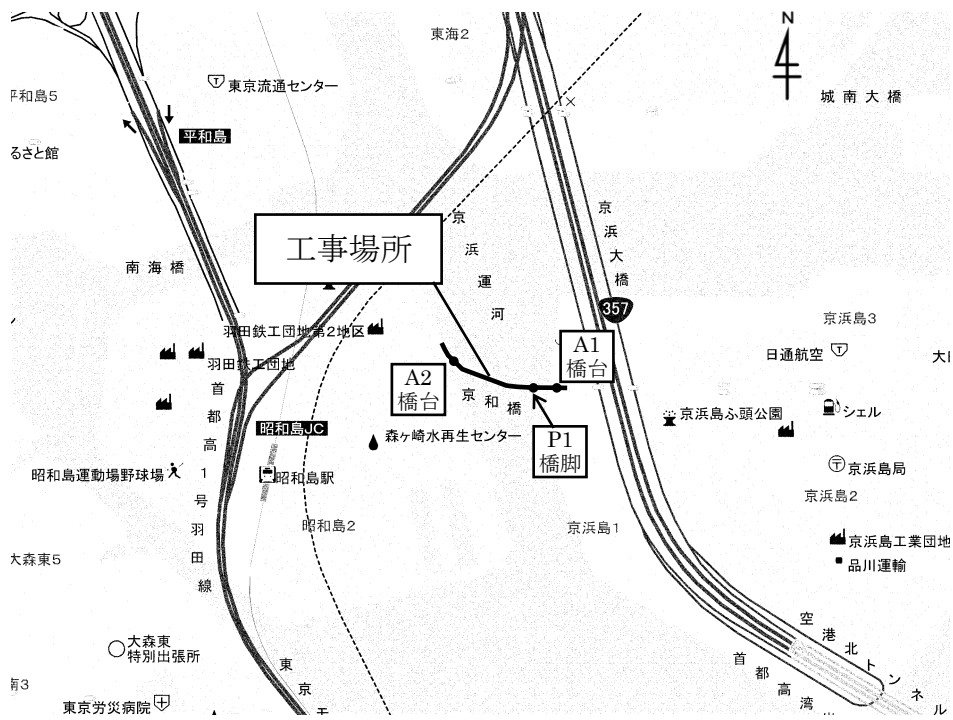
総務財政委員会	
令和7年6月23日・24日	
総務部	資料1番
所管	経理管財課

京和橋落橋防止対策工事（その3）請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 京和橋落橋防止対策工事（その3）
- (2)工事場所 大田区昭和島二丁目4番から京浜島一丁目2番先
- (3)工 期 契約有効の日から令和8年1月30日まで
- (4)工事内容 ア 落橋防止装置等製作工 一式
 イ 落橋防止装置等設置工 一式
 ウ 検査路設置工 一式
 エ 車道舗装修繕工 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和 7 年 6 月 23 日・24 日
総務部 資料 2 番
所管 経理管財課

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事
- (2) 工事場所 大田区池上一丁目 32 番 8 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (4) 工事内容
 ア 大集会室及びホワイエ特定天井改修工事 一式
 イ 大集会室及びホワイエ内部改修工事 一式

2 案内図



入 札 経 過 調 書

第99号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事		
令和7年5月13日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	サンユー建設株式会社	¥861,800,000	辞退		
2	山田建設株式会社	¥751,500,000	レ ¥695,000,000		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
契約の相手方 名 称 山田建設株式会社 所在地 大田区北千束一丁目11番3号 契約金額（税 込） ¥764,500,000 （落札率97.87%） 					

総務財政委員会
令和7年6月23日・24日
総務部 資料3番
所管 経理管財課

大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事
- (2)工事場所 大田区大森東一丁目36番7号
- (3)工 期 契約有効の日から令和8年11月27日まで
- (4)工事内容
 ア 外壁改修工事 一式
 イ 鉄部塗装改修工事 一式
 ウ 屋上防水改修工事（1階屋上のみ） 一式

2 案内図



大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事
- (2) 工事場所 大田区池上一丁目 32 番 8 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年2月26日まで
- (4) 工事内容 ア 大集会室及びホワイエ特定天井改修に伴う電気設備工事 一式
イ 大集会室及びホワイエ内部改修に伴う電気設備工事 一式
ウ 本館照明改修工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第101号議案

入 札 年 月 日		件 名	大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事	
令和 7 年 5 月 14 日				
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）	
1	アイユー電気株式会社	辞退		
2	株式会社城南サービス	最低制限未満		
3	新栄電気株式会社	辞退		
4	新星電工株式会社	レ ¥ 191, 000, 000		
5	株式会社内外電業社	辞退		
6	永岡電設株式会社	¥ 200, 000, 000		
7	仲村電業株式会社	最低制限未満		
8	日野システック株式会社	辞退		
9	福島電気工事株式会社	最低制限未満		
10	増田電気株式会社	辞退		
11	ミツル電気株式会社	最低制限未満		
12	株式会社矢沢電気商会	辞退		

契約の相手方	名 称	新星電工株式会社
	所在地	大田区北千束二丁目31番 3 号
契約金額（税 込）	¥ 2 1 0, 1 0 0, 0 0 0	（落札率94.22%）
（税 抜）	¥ 1 9 1, 0 0 0, 0 0 0	
予定価格（税 込）	¥ 2 2 2, 9 8 1, 0 0 0	
（税 抜）	¥ 2 0 2, 7 1 0, 0 0 0	
工 期	契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで	

総務財政委員会 令和 7 年 6 月 23 日・24 日
区民部 資料 1 番
所管 課税課

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 公示送達

条例	改正の概要	施行日
第 6 条 (公示送達)	公示事項について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態におく措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示ことなどにより閲覧可能な措置をとることとし、併せて規定を整備する。	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）付則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日
第 15 条 (所得割の課税標準)		

2 特定親族特別控除

条例	改正の概要	施行日
第 17 条 (所得控除)	合計所得金額が 58 万を超えることにより、控除対象扶養親族に該当しなくなった大学生世代を扶養する親等が、扶養控除に代わって受けられる控除（特定親族特別控除）の創設に伴い規定を整備する。	令和 8 年 1 月 1 日
第 23 条 (区民税の申告)		
第 24 条の 2 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	控除額は、特定親族の前年の合計所得金額により次のとおり。 58 万円超 95 万円まで：45 万円 95 万円超 100 万円まで：41 万円 100 万円超 105 万円まで：31 万円 105 万円超 110 万円まで：21 万円 110 万円超 115 万円まで：11 万円 115 万円超 120 万円まで：6 万円 120 万円超 123 万円まで：3 万円	
第 24 条の 3 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)		

3 公益法人等に係る区民税の課税の特例規定の削除

条例	改正の概要	施行日
付則第2条の2の2 (公益法人等に係る区民税の課税の特例)	公益法人等に係る区民税の課税の特例に係る規定を削除する。	公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

4 加熱式たばこの課税方式の見直し

条例	改正の概要	施行日
付則第7条の2 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)	加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として換算する方法によるものとする。	令和8年4月1日

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
○大田区特別区税条例 第1条から第5条の6まで（略） （公示送達） 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u>大田区公告式条例（昭和32年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする</u>ものとする。 第7条から第14条まで（略） （所得割の課税標準） 第15条（略） 2及び3（略） 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u> _____に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5及び6（略） 第16条（略） （所得控除） 第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金	○大田区特別区税条例 第1条から第5条の6まで（略） （公示送達） 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____大田区公告式条例（昭和32年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して</u> _____ _____ _____ <u>行う</u>ものとする。 第7条から第14条まで（略） （所得割の課税標準） 第15条（略） 2及び3（略） 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5及び6（略） 第16条（略） （所得控除） 第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <u>又は扶養控除額</u> _____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金

新	旧
額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第18条から第22条まで （略） （区民税の申告） 第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで （略） 第24条 （略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第18条から第22条まで （略） （区民税の申告） 第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで （略） 第24条 （略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

新	旧
第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 扶養親族 <u>又は特定親族</u> の氏名 (4) (略) 2 から 6 まで (略) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。	第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 扶養親族 _____ の氏名 (4) (略) 2 から 6 まで (略) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____ _____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

新	旧
(1) 及び (2) (略) (3) 扶養親族 <u>又は特定親族</u> の氏名 (4) (略) 2 から 5 まで (略) 第 25 条から第 66 条まで (略) 付 則 第 1 条から第 2 条の 2 まで (略) <u>第 2 条の 2 の 2 削除</u>	(1) 及び (2) (略) (3) 扶養親族 _____ の氏名 (4) (略) 2 から 5 まで (略) 第 25 条から第 66 条まで (略) 付 則 第 1 条から第 2 条の 2 まで (略) <u>(公益法人等に係る区民税の課税の特例)</u> <u>第 2 条の 2 の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。</u>
第 2 条の 2 の 3 から第 7 条まで (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第 7 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 47 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 47 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附</u>	第 2 条の 2 の 3 から第 7 条まで (略)

新	旧
<u>則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。)</u> 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

新	旧
<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 付則第 7 条の次に 1 条を加える改正規定及び付則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日</u> <u>(2) 第 6 条及び第 15 条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日</u> <u>(3) 付則第 2 条の 2 の 2 の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日</u> <u>(公示送達に関する経過措置)</u> <u>第 2 条 この条例による改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u> <u>(区民税に関する経過措置)</u> <u>第 3 条 新条例第 17 条及び第 23 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の区民税について適用し、令和 7 年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u> <u>2 令和 8 年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</u> <u>3 新条例第 24 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 24 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大田区特別区税条例</u>	

新	旧
<u>(以下「旧条例」という。)</u>第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。 <u>4 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)</u>について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、<u>施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>(たばこ税に関する経過措置)</u> <u>第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)</u>に係るたばこ税については、<u>なお従前の例による。</u> <u>2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大田区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第7条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u> <u>(1) 大田区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)</u>の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数 <u>(2) 新条例付則第7条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u> <u>3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	

町区域の変更について

1 概要

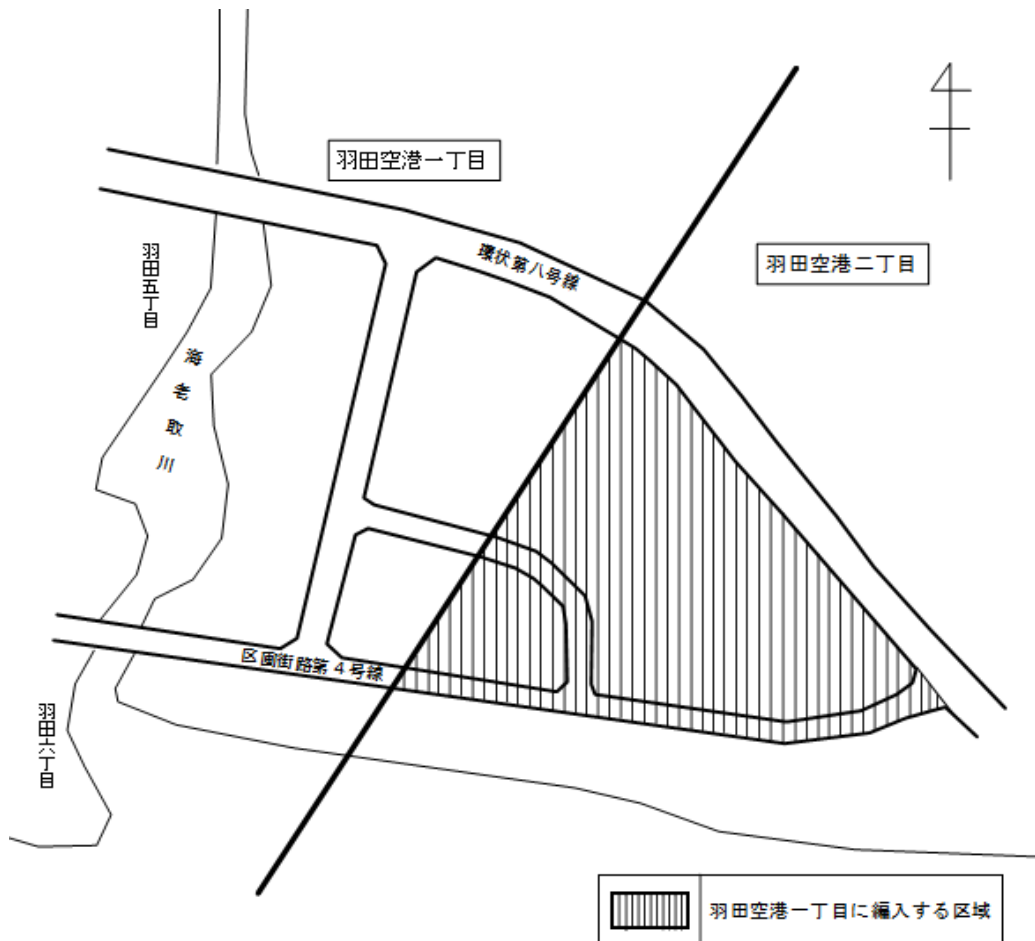
(1) 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、町区域を変更するため。

(2) 変更内容

羽田空港跡地地区土地区画整理事業の施行に伴い、大田区羽田空港二丁目の一部を羽田空港一丁目の町区域に編入する。

町区域変更図



大田区土地開発公社の経営状況報告について

1 経営状況（令和 6 年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流動資産計	6,679,736,829
			固定資産計	0
			資産合計	6,679,736,829
	負 債		流動負債	51,426,419
			固定負債	6,566,781,778
			負債合計	6,618,208,197
	資 本		資本合計	61,528,632 (当期純利益657,356)
損益計算書	経常損益	事 業	事業収益	828,462,497
			事業原価	822,001,997
			販売費及び一般管理費	5,811,741
		事業外	事業外収益	8,597
			事業外費用	0
		経常利益		657,356
		当期純利益		657,356

2 主な事業報告（令和 6 年度）

(1) 公有用地の先行取得				357,039 千円
・都市計画道路用地	(実績)	1 か所		236.47 m ²
・公園用地	(実績)	1 か所		233.66 m ²
・道路用地	(実績)	6 か所		62.81 m ²
計	(実績)	8 か所		532.94 m ²
(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）				821,888 千円
・都市計画道路用地	(実績)	5 か所		67.09 m ²
・公園用地	(実績)	2 か所		974.03 m ²
・道路用地	(実績)	3 か所		31.43 m ²
計	(実績)	10 か所		1,072.55 m ²

3 主な事業計画（令和 7 年度）

(1) 公有用地の先行取得				5,000,000 千円
1 都市計画道路用地				1,100 m ²
2 公園用地・その他				5,400 m ²

(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 都市計画道路用地 | 2か所 |
| 2 | 公園用地 | 6か所 |
| 3 | 道路用地 | 4か所 |
| 4 | 施設整備用地 | 1か所 |

4 その他

役員等の異動について

理事等の異動

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
理 事	梅 崎 修 二 (令和7年4月1日就任)	齋 藤 浩 一 (令和7年3月31日退任)
理 事	田 村 彰一郎 (令和7年4月1日就任)	中 澤 昇 (令和7年3月31日退任)
監 事	小 泉 貴 一 (令和7年4月1日就任)	杉 村 由 美 (令和7年3月31日退任)

総務財政委員会
令和7年6月23・24日
総務部 資料1番
所管 人事課

大田区を離職した管理職員の再就職状況について

1 概 要

地方公務員法では、区の職員が退職し、その後営利企業等に再就職した場合に、現職の職員に対して、売買、請負などの契約に関して、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼することを禁ずると規定しています。

この規定の適正を確保するため、大田区では、区を離職した管理職員であった者が区を離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合には、その旨を区に報告させることとし、その報告に基づいて、これを公表することとしています。

2 再就職の状況

氏 名	離職時役職	離職 年月日	再就職先名称	再就職先 役職	再就職 年月日
飯嶋 清市	産業経済部副参事 ＜一般社団法人 大田観光協会派遣＞	令和7年 3月31日	公益財団法人 大田区産業振興 協会	MICE・ 施設部長	令和7年 4月1日
近藤 高雄	福祉部副参事 ＜社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 派遣＞	令和7年 3月31日	社会福祉法人 大田区社会福祉 協議会	事務局長	令和7年 4月1日
木田 早苗	福祉部調布地域福祉 課長	令和7年 3月31日	社会福祉法人 大田幸陽会	事務局次長	令和7年 4月1日
澤 健司	健康政策部蒲田地域健 康課長／こども家庭部 蒲田こども家庭センタ ー長兼務	令和7年 3月31日	公益財団法人 大田区スポーツ 協会	事務局次長	令和7年 4月1日
近藤 信之	環境清掃部副参事 ＜一般財団法人 大田区環境公社派遣＞	令和7年 3月31日	一般財団法人 大田区環境公社	環境資源 部長	令和7年 4月1日
後藤 清	大田図書館長	令和7年 3月31日	公益財団法人 大田区文化振興 協会	事務局長	令和7年 4月1日

3 公表方法

本委員会終了後、区ホームページで公表

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	大田区蒲田五丁目付近管渠改良工事（下水道）
契 約 金 額	¥ 1 3 5 , 3 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区蒲田五丁目 26 番 8 号 株式会社吉田組 代表取締役 佐野 優雅
契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 8 日
工 期	令和 8 年 2 月 2 7 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区蒲田五丁目 (2) 工事内容 管渠布設 78.70m、既設管撤去 64.80m、人孔設置 3 箇所、 既設人孔撤去 3 箇所、汚水ます新設 1 箇所、既設汚水ます撤去 3 箇所 (3) 案内図	
 案内図（大田区蒲田五丁目付近管渠改良工事） JR蒲田駅 大田区役所 地下自転車駐輪場建設に伴う下水道管移設工事 地下自転車駐輪場整備事業範囲	

入 札 經 過 調 書

入 札 年 月 日		件 名	大田区蒲田五丁目付近管渠改良工事（下水道）		
令和7年5月28日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）		
1	株式会社イハラ	辞退			
2	佐々木総業株式会社	辞退			
3	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	¥137,500,000 予定価格超過			
4	村石建工株式会社	辞退			
5	株式会社吉田組	㊞ ¥123,000,000 総合点34.9点 価格点16.4点 技術点18.5点			
6					
7					
8					

契約の相手方	名 称	株式会社吉田組
	所在地	大田区蒲田五丁目26番 8 号

契約金額 (税 込) ￥1 3 5, 3 0 0, 0 0 0 (落札率94.80%)
(税 抜) ￥1 2 3, 0 0 0, 0 0 0

予定価格（税込） ￥142,714,000
 (税抜) ￥129,740,000

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	大田区池上四、六丁目付近管渠改良工事（下水道）
契 約 金 額	¥ 1 2 8 , 7 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区蒲田五丁目 26 番 8 号 株式会社吉田組 代表取締役 佐野 優雅
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 4 日
工 期	令和 8 年 2 月 2 0 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区池上四、六丁目 (2) 工事内容 既設管改造(内面被覆工) 450.15m、本管撤去及び布設 43.85m、 人孔設置 1 箇所、既設人孔改造 18 箇所、汚水ます 54 箇所、 既設汚水ます撤去 56 箇所 (3) 案内図 : 工事箇所	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	大田区池上四、六丁目付近管渠改良工事（下水道）		
令和7年6月4日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税 抜）	第 2 回入札（税 抜）		
1	株式会社伊藤組	¥122,000,000 総合点25.5点 価格点8.5点 技術点17点			
2	株式会社イハラ	¥115,840,000 総合点31.2点 価格点18.7点 技術点12.5点			
3	株式会社トモエコーポ レーション 東京支店	¥113,223,019 総合点28.9点 価格点19.9点 技術点9点			
4	株式会社吉田組	レ ¥117,000,000 総合点36.1点 価格点17.6点 技術点18.5点			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称

株式会社吉田組

所在地

大田区蒲田五丁目26番 8 号

契約金額（税 込）

¥ 1 2 8 , 7 0 0 , 0 0 0 （落札率94.13%）

（税 抜）

¥ 1 1 7 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 1 3 6 , 7 3 0 , 0 0 0

（税 抜）

¥ 1 2 4 , 3 0 0 , 0 0 0

総務財政委員会 令和7年6月23日・24日
総務部 資料2番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	補 43 (I 期) 整備工事その 2 (電線共同溝)
契 約 金 額	¥ 1 5 5 , 1 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区上池台二丁目 20 番 2 号 株式会社佐々木組 代表取締役 小林 光一
契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 8 日
工 期	令和 8 年 3 月 6 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区仲池上二丁目 15 番から仲池上二丁目 18 番先 (2) 工事内容 電線共同溝整備延長約 220m(両側) ア 管路工 各種 イ プレキャストボックス設置工 9 組 ウ 舗装工 アスファルト舗装工 (歩道部) 約 920 m² アスファルト舗装工 (車道部) 約 100 m² (3) 案内図	
 工事箇所	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	補43（Ⅰ期）整備工事その2（電線共同溝）		
令和7年5月28日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社市石工務店	¥151,200,000 予定価格超過			
2	栄伸道路株式会社	¥148,700,000 予定価格超過			
3	木武建設株式会社	不参			
4	株式会社佐々木組	レ ¥141,000,000 総合点38.5点 価格点7.5点 技術点31点			
5	株式会社トモエコーポ レーション 東京支店	¥127,769,634 総合点8.5点 価格点0点 技術点8.5点			
6	村石建工株式会社	辞退			
7					
8					

契約の相手方 名 称 株式会社佐々木組
所在地 大田区上池台二丁目20番2号

契約金額（税 込） ¥ 1 5 5 , 1 0 0 , 0 0 0 （落札率98.39%）
（税 抜） ¥ 1 4 1 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込） ¥ 1 5 7 , 6 4 4 , 3 0 0
（税 抜） ¥ 1 4 3 , 3 1 3 , 0 0 0

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	4
工 事 件 名	池上第二小学校外壁改修その他工事（I期）
契 約 金 額	¥114,400,000－
契約の相手方	大田区中央二丁目17番1号 株式会社鐺谷工務店 代表取締役 鐺谷 勉
契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 4 日
工 期	令和 8 年 2 月 2 7 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区中央八丁目9番1号 (2) 工事内容 ア 外壁改修工事 一式 イ 屋上防水改修工事 一式 ウ その他建築工事 一式 エ 電気設備改修工事 一式 オ 機械設備改修工事 一式 (3) 案内図	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅰ期）		
令和7年5月14日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社鐺谷工務店	¥105,000,000	レ¥104,000,000		
2	株式会社蔵王建設	¥114,630,000	不参		
3	横山建設株式会社	¥109,700,000	辞退		
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称株式会社鐺谷工務店

所在地大田区中央二丁目17番1号

契約金額（税 込）¥114,400,000（落札率99.89%）

（税 抜）¥104,000,000

予定価格（税 込）¥114,521,000

（税 抜）¥104,110,000

総務財政委員会
令和7年6月23日・24日
総務部 資料2番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	5
工 事 件 名	大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）
契 約 金 額	¥ 9 7 , 9 0 0 , 0 0 0 - 随意契約
契約の相手方	大田区本羽田三丁目1番9号 株式会社NAGAOKA 代表取締役社長 石渡 裕子
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 3 日
工 期	令和 8 年 7 月 3 1 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区大森北四丁目6番7号 (2) 工事内容 改築工事、校庭整備を含む外構工事及び内装改修工事に伴う電気設備工事一式 (3) 案内図  The map shows the construction site (大森北四丁目) highlighted with a red circle and labeled '工事場所'. The site is located in the northern part of Ohta City, near the intersection of the main road and the side road. Surrounding areas include 大森北一丁目, 大森北二丁目, 大森北三丁目, 大森北五丁目, 大森北六丁目, 大森本町一丁目, 大森本町二丁目, 山王三丁目, and 入新井第一小学校.	

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

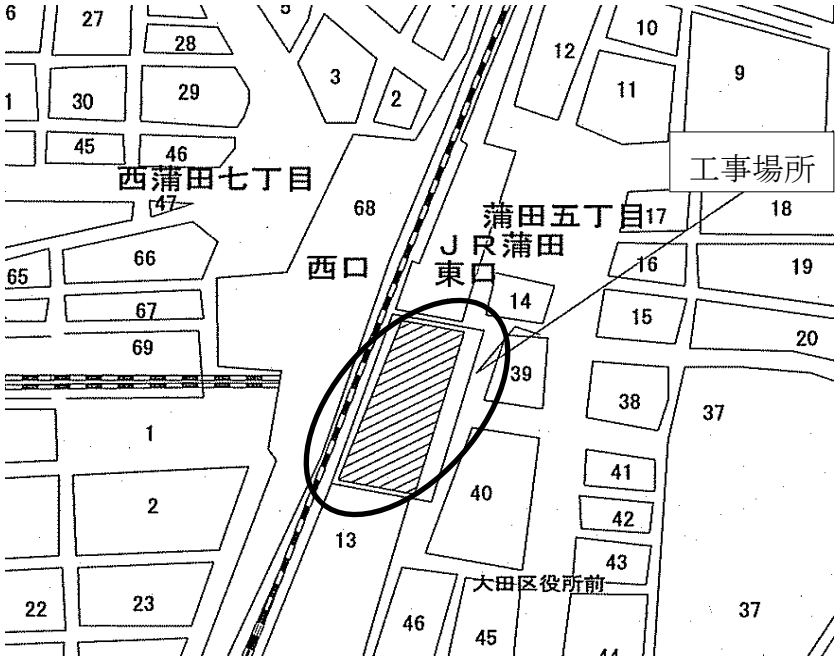
※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	6
工 事 件 名	大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）
契 約 金 額	¥ 1 1 0 , 8 6 9 , 0 0 0 - 随意契約
契約の相手方	大田区北嶺町4番18号 株式会社エバジツ 代表取締役 蛭田 功
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 9 日
工 期	令和 8 年 7 月 3 1 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区大森北四丁目6番7号 (2) 工事内容 改築工事、校庭整備を含む外構工事及び内装改修工事に伴う機械設備工事一式 (3) 案内図 	

総務財政委員会
令和7年6月23日・24日
総務部 資料2番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	7
工 事 件 名	本庁舎新設便所改修その他工事（Ⅲ期）
契 約 金 額	¥108,570,000－ 随意契約
契約の相手方	大田区大森北二丁目3番15号 大田空調衛生協同組合 代表理事 小國 博明
契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 日
工 期	令和 8 年 3 月 13 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区蒲田五丁目13番14号 (2) 工事内容 新設便所改修工事（Ⅲ期） 一式 電気給湯器更新工事 一式 排煙設備改修工事 一式 (3) 案内図 	

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	8
工 事 件 名	馬込小学校空調設備改修工事
契 約 金 額	¥ 7 9 , 2 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区久が原一丁目1番5号 昭和設備株式会社 代表取締役 山本 英樹
契 約 年 月 日	令 和 7 年 6 月 4 日
工 期	令 和 7 年 9 月 3 0 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南馬込一丁目34番1号 (2) 工事内容 空調設備改修工事 一式 (3) 案内図 	

入 札 經 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	馬込小学校空調設備改修工事		
令和7年6月4日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社興伸商会	最低制限未満			
2	株式会社城南サービス	¥81,400,000			
3	昭和設備株式会社	レ¥72,000,000			
4	株式会社新星工業	¥79,500,000			
5	富田工業株式会社	最低制限未満			
6	日化設備工業株式会社	最低制限未満			
7	日産温調株式会社	最低制限未満			
契約の相手方 名 称 昭和設備株式会社 所在地 大田区久が原一丁目1番5号					
契約金額（税 込）		¥79,200,000（落札率92.98%）			
（税 抜）		¥72,000,000			
予定価格（税 込）		¥85,182,900			
（税 抜）		¥77,439,000			

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	9
工 事 件 名	森ヶ崎公園サッカー場改修工事
契 約 金 額	¥ 1 4 8 , 5 0 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	府中市是政三丁目 39 番 2 号 山一体育施設株式会社 代表取締役 八子 恭一
契 約 年 月 日	令 和 7 年 5 月 2 8 日
工 期	令 和 7 年 8 月 2 9 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 森ヶ崎公園サッカー場改修工事 (2) 工事内容 準備工 一式 敷地造成工 一式 園路広場工 人工芝工 3,960 m² 人工芝ライン工 510m 人工芝再設置工 92 m² 人工芝ライン張替え工 300 m² 雨水排水設備工 透水管工 565.9m (3) 案内図 	

入札経過調書

入札年月日		件名	森ヶ崎公園サッカー場改修工事		
令和7年5月28日					
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社井上グランド施設工事	辞退			
2	奥山スポーツ土木株式会社	最低制限未満			
3	株式会社グリーンスポーツ建設	辞退			
4	コウフ・フィールド株式会社 東京支店	¥154,000,000			
5	生涯スポーツ建設株式会社 東京支店	¥151,500,000			
6	スポーツ施設株式会社	最低制限未満			
7	株式会社スポーツテクノ和広	¥137,000,000			
8	太陽スポーツ施設株式会社	辞退			
9	多摩スポーツ施設株式会社	¥216,271,932			
10	長永スポーツ工業株式会社	¥165,900,000			
11	東和スポーツ施設株式会社 東京営業所	最低制限未満			
12	日勝スポーツ工業株式会社	¥181,500,000			
13	日本フィールドシステム株式会社 関東支店	¥222,500,000			
14	株式会社富士グリーンテック 東京支店	¥187,800,000			
15	ホームラン堂運動施設株式会社	¥190,000,000			
16	株式会社細野スポーツ建設	辞退			
17	美津濃株式会社 東京本社	辞退			
18	山一体育施設株式会社	¥135,000,000			
19	和宏体育施設株式会社	最低制限未満			
契約の相手方 名 称 山一体育施設株式会社					
所在地 府中市是政三丁目39番2号					
契約金額（税込） ¥148,500,000（落札率99.24%）					
（税抜） ¥135,000,000					
予定価格（税込） ¥149,634,100					
（税抜） ¥136,031,000					

総務財政委員会 令和 7 年 6 月 23 日・24 日
区民部 資料 1 番
所管 課税課

令和 7 年度 大田区定額減税補足給付金（不足額給付）

令和 6 年度において、できる限り速やかに減税の効果を国民の方々に実感していただくため、令和 6 年中に入手可能な課税情報を基に所得税の減税額及び給付額を算出し、令和 7 年度に所得税額等が確定した後に不足分を支給するとの方針に基づき、定額減税及び補足給付金（調整給付金）（以下「調整給付金」という。）を実施した。

この度、確定申告等により確定した令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額により差額の給付が必要と判明した方等に、令和 7 年度定額減税補足給付金（不足額給付）を支給する。

1 対象者

令和 7 年 1 月 1 日時点で区に課税権のある方のうち、以下に該当する方

- （１）令和 6 年度に実施した調整給付金の額に不足がある方（不足額給付Ⅰ）
- （２）青色事業専従者、事業専従者（白色）等の方で令和 6 年度の定額減税や調整給付金、令和 5 年度、令和 6 年度の非課税世帯等への給付金の対象外の方（不足額給付Ⅱ）

2 給付額

- （１）不足額給付Ⅰ
本来給付すべき額と調整給付金との差額（１万円単位で切り上げ）
- （２）不足額給付Ⅱ
４万円（令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者の場合は 3 万円）

3 申請方法等

- 対象者に確認書を送付する。
- （１）調整給付金を支給した方は原則プッシュ型で支給する。
- （２）（１）以外は、電子または紙による申請に基づき支給する。

4 対象件数、支給額（調査中のものも含む。）

約 7 万 6 千件、約 21 億 2 千万円

5 スケジュール（予定）

- （１）確認書送付開始 7 月下旬
- （２）支給開始 8 月上旬
- （３）勸奨発送開始 9 月 30 日（火）
- （４）申請等最終受付 10 月 31 日（金）当日消印有効
- （５）最終支給決定 12 月 19 日（金）

6 その他

- （１）コールセンター及び窓口（本庁舎 2 階 204 会議室）を設置
- （２）区報（8 月 11 日号、9 月 21 日号）、区ホームページ、区公式 X 及び特別出張所においてチラシを配布する等により周知する。

総務財政委員会 令和7年6月23日・24日
区民部 資料2番
所管 納税課

軽自動車税（種別割）のキャッシュレス納付者に対する 継続検査用納税証明書一斉発送の終了について

1 概要

令和7年4月から、継続検査の対象となるすべての軽自動車について軽自動車検査協会等のシステム上で納税確認が可能となったため、令和7年度をもって継続検査用納税証明書の一斉発送を終了する。

2 経過

軽自動車税（種別割）の口座振替を含むキャッシュレス納付では区民の手元に領収印が押下された納税証明書が残らない。軽自動車の継続検査では、納税証明書が必要となるため、平成28年度から利便性確保を目的とし、キャッシュレス納付者には、原則納期限内に納付した対象者へ納税証明書を一斉発送してきた。

これまで、三輪以上の軽自動車について軽自動車検査協会等がオンラインで納税確認できていたが、令和7年4月からは、二輪の小型自動車（排気量250cc超の二輪車）についても対象となり、継続検査時における納税証明書の提示がすべての軽自動車で原則不要となっている。

なお、オンライン確認できるシステムへの納付情報の反映には最大で2週間程度要するため、その間に継続検査する場合は、従来どおり紙の納税証明書が必要となるが、継続検査用納税証明書は区の窓口へ申請することで無料交付が可能である。

3 周知方法

令和7年6月25日以降順次、区公式ホームページ、区公式X、大田区報を活用し、事前周知を行う。また、令和8年度の軽自動車税（種別割）の対象者には、納税通知書の同封する書類内での案内を予定している。

軽自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用)	
所 有 者 又 は 納 税 者	

住 所 又 は 所 在 地	

車 両 又 は 標 識 番 号	

納 付 済 年 月 日	証 明 書 の 有 効 期 限
令和*年*月*日	令和*年*月*日
備 考	
上記のとおり相違ないことを証明します。 	

令和7年5月31日現在

令和6年度 大田区各会計歳入歳出決算

収入率・執行率は四捨五入

一般会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		352,173,006,435		
歳 入 総 額		336,919,205,331	95.67	96.46
歳 出 総 額		332,439,885,283	94.40	95.45
歳入歳出差引額		4,479,320,048		
継続費通次 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
繰越明許費 繰越額 ※	一般財源	1,408,673,000		
	特定財源	2,916,000,000		
事故繰越し 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
翌年度繰越額	一般財源	1,408,673,000		
	特定財源	2,916,000,000		
実質収支額		154,647,048		
財政基金積立金		77,324,000		
翌年度繰越財源		77,323,048		

国民健康保険事業特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		68,019,303,000		
歳 入 総 額		66,164,342,662	97.27	97.51
歳 出 総 額		65,617,419,466	96.47	96.98
歳入歳出差引額		546,923,196		
後期高齢者医療特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		20,725,717,000		
歳 入 総 額		20,769,890,757	100.21	100.33
歳 出 総 額		20,611,380,459	99.45	99.51
歳入歳出差引額		158,510,298		
介護保険特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		61,747,352,000		
歳 入 総 額		61,329,244,430	99.32	98.94
歳 出 総 額		59,929,731,949	97.06	98.23
歳入歳出差引額		1,399,512,481		
継続費通次 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
繰越明許費 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	111,100,000		
事故繰越し 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
翌年度繰越額	一般財源	0		
	特定財源	111,100,000		
実質収支額		1,288,412,481		

※ 一般会計繰越明許費繰越額は、繰越明許費6,669,815,000円から未収入特定財源2,345,142,000円を除外したものである。